

住宅用火災警報器の設置について

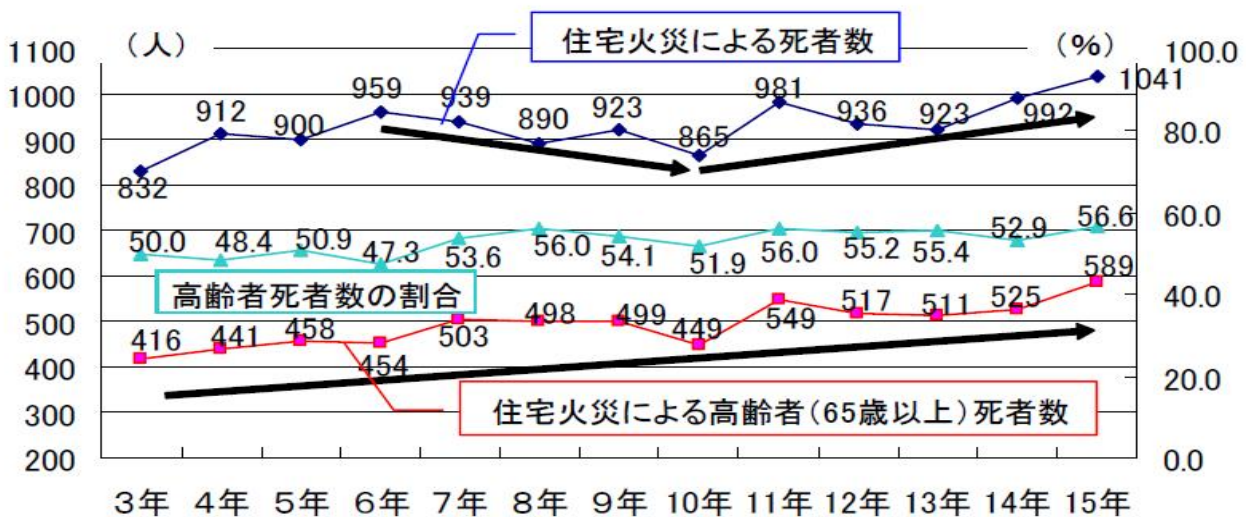
すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられます

1 平成16年6月に消防法の一部及び平成17年9月に火災予防条例の一部が改正され、住宅火災による死者を減らす目的として、個人住宅（共同住宅、併用住宅等を含む）において、住宅用火災警報器の設置が義務付けられることとなります。

◎平成18年6月1日以降に工事に着手する新築の住宅では、「住宅用火災警報器の設置が必要」となります。

◎既存住宅においても、平成20年5月31日までは、「住宅用火災警報器を設置することが必要」となります。

最近の住宅火災による死者の推移（放火自殺者を除く）



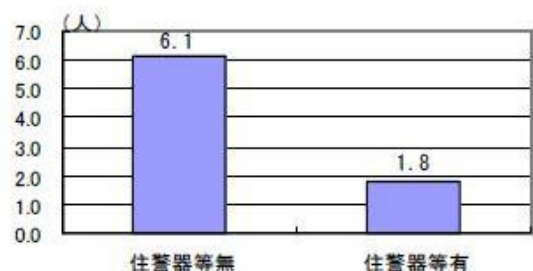
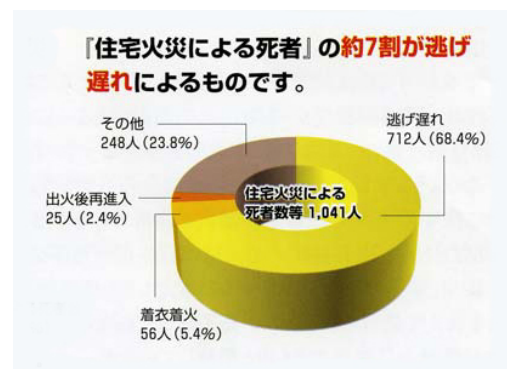
2 住宅用火災警報器の必要性

① 住宅火災による死者の約7割が「逃げ遅れ」であり、少しでも早く火災の発生を知っていれば助かる可能性が高かったこと。

② 過去の火災統計において、住宅用火災警報器の設置の有無により3.5倍程度の死者発生率の相違が見られたこと

◆住宅用火災警報器等（日本の普及率は1割程度）について、その設置の有無で見た住宅火災100件当たりの死者数は

設置なし：6.1人→設置あり：1.8



3 住宅用火災警報器等の概要

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を自動的に感知し、住宅内にいる人に対し、警報ブザーや音声により火災の発生をいち早く知らせ、消火や避難を促す器具です。

火災を感知する部分と警報を発する部分が一体となっていて、電源は交流式と電池式の2つのタイプがあり、住宅内の天井若しくは壁面に取り付けます。

天井取り付け
タイプ



壁取り付け
タイプ



● 電源

電池を使うタイプ
配線もありませんので、取り付けが簡単です。
電池は2つの種類に分かれます。



市販の乾電池を使用して、定期的（1～2年）に電池交換をします。

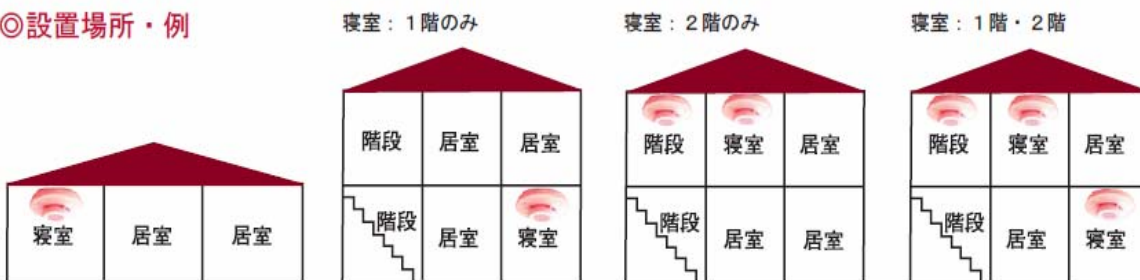


付属されたリチウム電池により、電池の交換期限（5～10年）がきたら、機器ごと交換します。

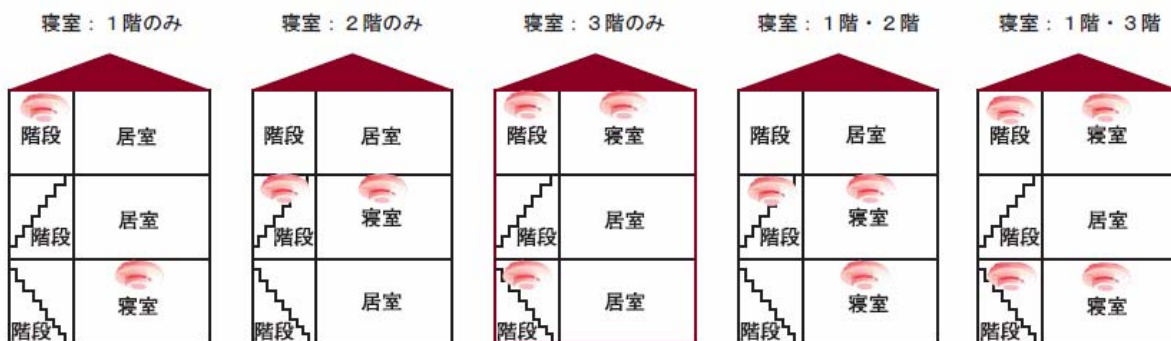
家庭用の電源を使うタイプ
電池交換が不要なことが長所です。しかし、配線工事や取り付け位置付近にコンセントを必要とします。

4 住宅用火災警報器の設置場所

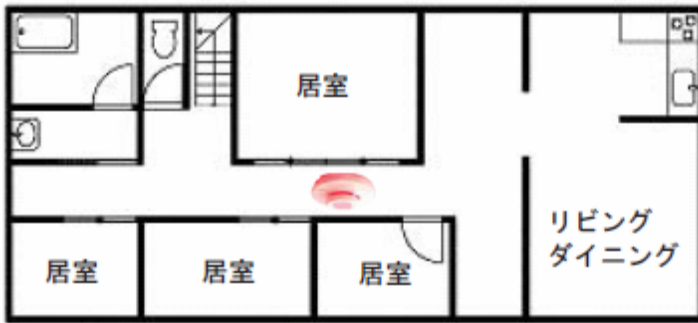
◎設置場所・例



- 普段、就寝に使用している部屋（寝室）に設置します（来客などで使用する部屋は除きます）。
- 寝室が2階以上にある場合は、その階から直下階に通じる階段の上端に設置します。



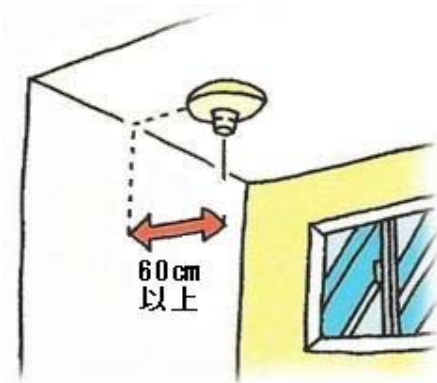
- 寝室が3階以上にある場合は、寝室のある階から2階下の階段の下端に設置します。
- 寝室が1階だけにある場合、居室が3階以上にあれば、その最上階から直下階に通じる階段の上端に設置します。



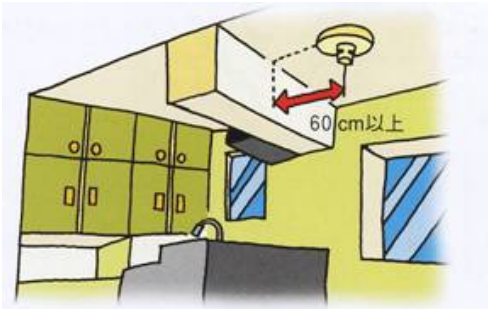
- 上記の例に該当せず、設置の必要がない階で、7平方メートル（4畳半）以上の居室が5以上ある階の廊下（廊下や直下階がない場合は直上階に通じる階段の下端）に設置します。

◎設置例2

火災警報器の中心を壁面から60cm以上離します。



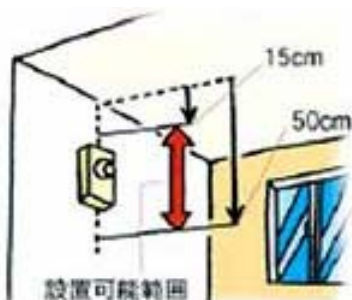
火災警報器の中心をはりから60cm以上離します。



はりなどがある場合の
取り付けは…

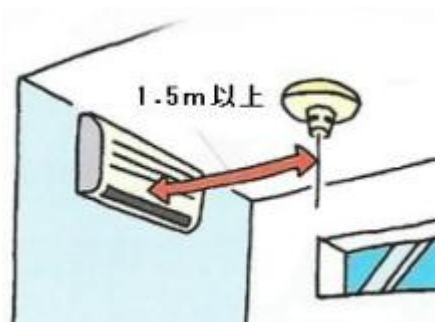
◆ 壁面に取り付ける場合

天井から15～50cm以内に警報器の中心がくるようにします。



※ エアコンなどの吹き出し口付近の取り付けは…

換気扇やエアコンなどの吹き出し口から1.5m以上離します。



5 その他

- ◆ 住宅用火災警報器の設置が免除される住宅は
消防法令等の設置基準に従い、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されている住宅の部分については、住宅用火災警報器を設置しないことができます。

- ◆ どのような住宅警報器を選べばよいか

国の基準（住宅用火災警報器に係る技術基準の規格を定める省令）に適合し、日本消防検定協会の検査に合格した住宅用火災警報器には、「NS」と書かれた日本消防検定協会の鑑定マークが貼られていますので、右の「NS」マークのについているものを選んでください。



- ◆ 住宅用火災警報器の本体交換期限

住宅用火災警報器に交換期限が表示してありますので、取り付け時に交換時期を必ず確認し、表示された交換期限がきたら本体ごと交換してください。

住宅用火災警報器の交換期限は、出荷時等を起点として最大10年を目途として「年月」が表示されています。

- ◆ 住宅用火災警報器の電池交換時期

住宅用火災警報器が有効に作動できなくなった場合、自動的に点滅表示又は音声等により、交換時期を知らせますので、この音声等が鳴ったら電池交換をしてください。

- ◆ 住宅用火災警報器に関する問合せは

- 幸田町消防本部消防課

予防係 TEL：63-0513

消防署 TEL：63-0119

又は

- 住宅用火災警報器相談室

TEL：0120-565-911〈フリーダイヤル〉

悪質な訪問販売に注意！



消防法の改正をネタに、住宅用火災警報器を不適正な価格で販売する業者がいますので、消火器と同様に注意してください。

■悪質な例

- 1 「今すぐに取り付けなければならない。」「この住宅用火災警報器でないといけない。」など内容を偽って販売する。
- 2 消防職員に似たような服装で消防職員のふりをして販売する。

※ 消防署が消火器・住宅火災警報器を販売することはありません。十分に注意してください。